

部活動に係る活動指針

令和4年4月
京丹波町立瑞穂中学校

1 はじめに

本部活動に係る活動指針は、京都府部活動指導指針及び京丹波町立中学校における部活動指導の指針に基づき策定するものであり、部活動を学校・生徒・保護者・地域の共通認識のもとで実施するための基本指針とする。

2 部活動の目的

部活動は学校教育の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、競技力や技術力の向上を図る活動を通して、楽しさ・喜び・達成感等を味わい、学校生活を豊かにするために実施する。

また、生徒が互いに協力し合って活動する過程で、好ましい人間関係の形成に資するとともに、体力の向上や健康の保持増進を図り、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基盤を育成する。

3 設置部活動

《体育系》軟式野球部、ホッケー部（男女）、ソフトテニス部（女）
バスケットボール部（男女）
《文化系》SMA P（総合文化部）

4 入退部

- (1) 生徒は、原則として、3のいずれかの部に加入することとする。
- (2) 加入は保護者の承認を得た上で、入部届を提出する。
- (3) 特別な事情がある場合は、保護者、学級担任、顧問が協議して転退部を認める。

5 活動計画

- (1) 顧問は、年間活動計画を年度当初に校長に提出し、許可を受ける。
- (2) 顧問は、月別活動計画を前月の月末までに校長に提出し、許可を受ける。
- (3) 中間考査前の3日間、期末考査前の5日間は部活動を停止する。

6 活動時間

- (1) 平日は2時間程度以内とする。
- (2) 朝練習は実施しない。
- (3) 土・日曜日及び祝日は半日実施を原則とし、3時間程度とする。

7 休養日の設定

- (1) 週あたり土曜日または日曜日を含む2日を休養日とする。(原則として日曜日と水曜日を休養日とする。)
- (2) 大会への参加等で土曜日と日曜日の両日とも活動を実施した場合は原則として月曜日を休養日とする。

8 長期休業中の活動

- (1) 土・日曜日及び祝日に実施する場合に準じる。
- (2) 土曜日と日曜日を休養日とする。
- (3) 土・日曜日に大会への参加等で活動した場合は別の日を休養日とする。

9 指導の在り方

- (1) 生徒個々の心身の発達状況、健康状態、技術力、外的環境(気温、湿度、天候)等を考慮し、過重負担にならないように適切に計画し活動する。
- (2) 指導者は日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーションを密に図りながら信頼関係を構築し、体罰やハラスメント行為はいかなる理由があろうとも行ってはならない。

10 その他

部の休部・廃部については、「検討委員会(校長・教頭・教務・部活担当)」において協議し決定する。